

1か月単位の変形労働時間制に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）とは、1か月単位の変形労働時間制に關し、以下のとおり協定する。

（対象となる職員の範囲）

第1条 本協定による変形労働時間制は、国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程第6条第2項に規定する別表第2の職員の区分欄に掲げる職員及び国立大学法人琉球大学非常勤職員の労働時間等に関する規程第7条第2項に規定する別表第2の職員の区分欄に掲げる職員を対象とする。

ただし、妊娠中または出産後1年を経過しない職員が請求した場合は対象としない。

（対象期間）

第2条 対象期間は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制によるものとし、起算日から1か月を平均して週38時間45分を超えないものとする。

（休日）

第3条 各月の休日は、次の各号に掲げる日に相当する日数とし、法定休日は勤務割表に明示する。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他特に指定する日

（所定労働日等の通知）

第4条 第2条に規定する対象期間毎に、所定労働日及び休日を記載した勤務割表を作成し、各月の初日の7日前までに通知する。

（特別の配慮を要する職員への適用）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、本協定の適用について代表者と協議するものとする。

- (1) 小学校就学前の子の養育または家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ）の介護を行う職員が、当該子の養育または家族の介護のために請求したとき
- (2) 長期の研修を受ける職員が請求したとき
- (3) その他特別の配慮を要する職員が請求したとき

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

令和7年3月28日

国立大学法人琉球大学
西普天間事業場過半数代表者氏名

安仁屋 宗耶



国立大学法人琉球大学長
西 田 瞳

印



様式第3号の2(第12条の2の2関係)

事業の種類				事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
教育、研究、診療等	国立大学法人琉球大学 (西普天間事業場)	該当労働者 数(満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間	2,042人
業務						
診療・医療業務	122人 (0人)	1か月 (令和7年4月1日)	労働時間:1日7時間45分, 平均週38時間45分 休日:毎週土日, 国民の祝日, 年末年始	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	15時間30分 (一時間一分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	38時間45分 (一時間一分)			
協定の成立年月日	令和7年3月28日					

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 診療放射線技師 氏名 安仁屋宗耶

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

使用者 氏名 西田陸
国立大学法人琉球大学長
令和7年3月28日

沖縄 労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「変形期間」の欄には、当該事項を記入しその起算日を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 協定については、労働者の過半数を代表する者はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
- 5 これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならぬことにしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがなき場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。